

米国 OFAC 規制への対応について

弊行は日本の「外国為替および外国貿易法」等の定める経済制裁規制のほか、米国法規制遵守の観点から米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等も準拠する方針としております。

つきましては、当該取引には該当しないことを十分にご留意・ご確認頂いた上で、ご依頼頂きますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができないお取引

- お取引の当事者()の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合
- 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

- () お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認下さい。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>